

第4次野洲市子どもの読書活動推進計画（案）に係る
パブリックコメントの結果について

1. 閲覧および意見募集期間

令和6年12月23日（月）～令和7年1月17日（金） 26日間

※ただし、各施設での閲覧等については、執務時間内に限る。

2. 閲覧場所

生涯学習課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館（本館・分館）、

各コミュニティセンター（きたのは工事中のため除く）、

人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可能

3. 意見提出件数

12件（4名）

4. 意見の内容及び市の考え方

意見概要		意見に対する市の考え方	計画頁
1	子どもの読書に関することや、読書にかかわる様々な事柄の重要性は各所でいわれているものの、なかなか現実的な施策につながらない状況が続いております。 公立図書館と小中学校と教育委員会の取り組みは現実的で好ましいと思います。 公立図書館の史料購買を活発化して欲しいと思っています。予約本受取ボックスやブックポストは身近に図書館を利用できる設備で利用者が多いので増加してほしいです。学校司書モデル校の祇王小学校のように学校司書を小中学校に常駐して多様な子どもたちの興味を本を媒介にして引き出していきたい。読書預金通帳やしおりコンテストなど新しい取り組みを活発化して欲しい。お出かけ図書館を多くの人が集まる場所で開催し子どもとあらゆる年代層の市民をつないでくれることを期待します。 計画を支持します。	ご意見は関係機関と共有し、現状で可能なことから取り組みを広げられるよう、事業実施の参考とさせていただきます。また、各関係機関それぞれの取り組みと共に、家庭・地域・校園等で連携した活動推進にも努めてまいります。	—

2	「子どもの読書活動の推進に関する法律」、国の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、滋賀県の「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」を「第4次野洲市子どもの読書活動推進計画」制定時に添付してほしい。 今まで、この計画が、法律や国や県の施策に基づく計画であることを知らなかった。同じような方のためにも、本計画が重要であることを市民の皆さんが十分に知る必要があると思うため。	「子どもの読書活動の推進に関する法律」については添付を検討します。国計画・県計画については、それぞれ約40頁・約60頁と頁数が多いため、ホームページへのリンクを添付する等の対応を検討します。	2
3	第3次のそれと比べると野洲市の子どもの読書活動推進への具体的かつ意欲的な方策が述べられています。 小、中学生の不読率の上昇が気になります。全国的傾向とありますが、学校司書も配置されていない野洲市の場合全国の学校と比較するのは難しいのではないのでしょうか？	不読率の上昇について、デジタル化の進展等は全国的な傾向であると考えられます。また、全国や滋賀県の数値と比較することで、学校司書が配置されていないという背景を含む、市独自の不読率変動の傾向について分析や対応ができると考えます。	6
4	「基本方針」について 3つの基本方針と野洲市の3つの課題から考えた場合に、課題①②に関して基本方針で触れられていないのは問題かと思います。 「③子どもと本をつなぐ人づくり」ですが、理解と関心を高めるという説明の文章が人づくりになっていないと思います。また、なぜ、子どもの読書にかかわる大人に対して働きかけることが、社会全体につながるのか分かりません。いきなり社会全体というのは無理があります。社会全体に広げるのではなく、子どもの周りの大人を巻き込んだ地域全体での取組に絞るのはどうでしょうか。	基本方針と課題は対応したものではありません。 また、「③子どもと本をつなぐ人づくり」では、子どもの読書活動について理解と関心をもつ大人を増やすことで、取組についての理解や参画を得ることができると考えおり、「家庭・地域・園・学校・関係機関等とそこにかかわる人」を合わせて「社会全体」と表現しています。	10

5	高校生に対する具体的な方策を盛り込んでほしい。 学年や学校段階が上がるにつれ不読率も上がり、本市においてはさらに国や県よりも不読率が高く課題とある。本計画(案)の子どもは18歳以下であるので、高校生に対しての具体的な方策が十分ではないと思う。高等学校についての方策は滋賀県での所管かもしれないが、高校生や子どもの周囲の大人と一緒に本に親しむためには、公立図書館への電子書籍の導入や読書活動に関する各種情報をSNS等により発信するなど思い切った方策が必要であると考え。	14 頁にある公共図書館の施策「子どもと本をつなぐ人づくり」では、公共図書館から高校へのブックリストの配布を記載しています。いただいたご意見については、関係機関と共有し事業実施の参考とさせていただきます。	12～18
6	「公共図書館における推進」について アル・プラザ野洲の移動図書館は、金曜日の午前中ですので、子どもたちは行くことができません。分館を増やす取り組みもしくはブックビークルの購入・活用を施策に入れてはいかがでしょうか。 「としょかん BOX」を常態化させるのであれば、図書費を別途予算化する必要があります。さもないと、図書館の図書費が減り、図書館の蔵書の魅力が無くなり、「図書館と一緒に行って、本を借りる」の取組がうまくいかなくなる可能性が急増します。 「障がいのある子どもや、外国語を母語とする子どもへのサービス」は、貸出しを行うという内容ばかりなので、「子どものための読書環境づくり」の施策の方がしっくりきます。障がい者施設への読み聞かせなどのアクションによる機会創造の内容が入ればここでもよいかもしれません。	移動図書館は、長期休暇中の子どもや就学前の子ども、買い物に来た保護者等、子どもの読書にかかわる様々な人が利用できると考えていますが、その他の貸出可能な場を増やす取組について、関係機関とご意見を共有し取組の参考とさせていただきます。 また、「としょかん BOX」については、学校司書の配置があるまでの臨時的措置として実施されています。今しばらくは必要ですが、いずれは学級文庫の整備という学校司書の仕事に置きかわっていくことを想定しています。 「障がいのある子どもや、外国語を母語とする子どもへのサービス」については、養護学校と連携したお話会を行っています。取組について資料の収集や貸し出しがほとんどであるため、このように記載しています。	13 14

7	「ボランティアが活動する場を提案・提供する」は、関係機関の施策ではないですか？ ボランティアが自分たちの活動する場を提案・提供するというのは、おかしいように思います。	地域の自治会やサロンなどの場で、ボランティアに読み聞かせや子どもの読書についての講演を依頼することがあります。関係機関はもちろんですが、地域の中で、活動の場の提供者と活動したいボランティアが結びつくことで、地域での活動が広がると考えます。	15
8	「家庭での読み聞かせ活動の推進」に「読み聞かせのやり方を保護者に指導する」を追加されてはどうでしょうか。自分が読み聞かせてもらってきていない保護者は、案外、どう読めばいいのか分からないと思います。	読み聞かせの手法については、「保護者や地域への情報発信」において「ボランティア向け研修会や講座を開催する」ところに含まれると考えます。	16
9	学校司書の配置について 学校司書の配置を重点事項とされていますが、具体的取り組みや期限、人員確保への財源要求について言及されていないのはなぜでしょう？ 学校司書教諭に日々の教育活動と並行して学校司書の責任を担うには働き方の面からも無理があるように見受けられます。司書資格もないボランティアでは蔵書の更新も勝手にはできません。野洲市の子どもたちの読書率向上も大切ですが教職員の教育活動へのサポートの面からも学校司書の早期配置を望みます。 学校司書をいつまでに、どの程度配置するのか明記すべきと考える。 学校での読書環境を整備、充実させていくためには、学校司書の配置は急務である。国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴う地方財政措置の予算化を通じて全国的に整備を進められている中、学校司書の配置がない本市は、県内でも全国的にも大幅に遅れを取っていると言わざるを得ず、いつになるのか待たれる状況である。	全国的にも勤務時間数や複数校での兼任状況等の問題がある中、実際に効果のある配置状況について、適切な具体的目標を明記することは現時点で困難であると考えます。そのため、まずは学校司書配置のない現状から少しでも前進できるよう、計画期間の5年間を期限に可能な限り配置を進めるよう取り組みたいと考えています。また併せて、「学校図書館における児童生徒1人あたり年間貸出冊数」を目標値とすることにより、学校司書の配置と学校図書館の質的向上を推進していこうと考えています。	17

10	「小・中学校における推進」について 「児童生徒や教職員の学校図書館利用に関するデータの収集を行い、子どもの読書に関する状況の分析と取組の見直しを行う」の部分にプライバシー保護の文言を追加してください。 「司書教諭が核となって計画する全校的な読書活動について、教職員間で共有する」ことは、目的ではなくて手段です。共有してどうするのか・どうなるのかを書いて欲しいと思います。	学校図書館システムの導入について、プライバシー保護に関する文言を追加します。 また、教職員間で全校的な読書活動について共有することで、教職員個々での推進だけでなく、学校全体での読書活動推進につながると考えます。	17 18
11	第3次計画の目標値との比較で、蔵書数に関する目標がすべてなくなっているのはなぜでしょうか。「園・学校等における子どもの読書活動の推進」で、いずれのところにも「蔵書冊数を充実させる」という施策内容を掲げていただいている以上、行政の矜持として、蔵書数に関する目標は掲げておくべきだと思います。	蔵書数に関する直接的な数値目標は、学校図書館の蔵書に古い本の割合が高い現状に照らし、蔵書の更新を進めることの妨げになり得ると考えました。 また、「学校図書館における児童生徒1人あたり年間貸出冊数」の目標値を達成するためには、学校図書館の整備が必要であり、そこに蔵書冊数の増加も含まれると考えています。	19
12	13 か所について、文章表現の修正・脚注の追加等に関するご意見をいただきました。	文言・表現等の修正・脚注の追加について再確認し、より正しくわかりやすい文章になるよう努めます。	1 4 6 8 9 10 12 13 15 18 19